

地域建設業経営強化融資制度の運用について

羽曳野市総務部契約検査課

羽曳野市水道局総務課

1. 目的

羽曳野市(水道局含む。)では、建設投資の急速な減少、資材価格の高騰などにより、地域の中小・中堅建設企業は極めて厳しい状況にあることから、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、国土交通省において創設された「地域建設業経営強化融資制度」の運用を開始します。

2. 制度の概要

羽曳野市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者が、本制度による融資を希望する場合、羽曳野市からの債権譲渡承諾を得た上で、工事請負代金債権を担保に債権譲渡先から融資を受けることができます。

3. 対象となる業者

羽曳野市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者(※1)です。

(※1) 中小・中堅元請建設業者

原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下、または常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の企業。

4. 対象となる工事

羽曳野市が発注する請負代金額が 1,300,000 円を超える工事請負契約で、出来高が 2 分の 1 以上のものです。ただし、次のものは除きます。

- (1) 債務負担行為に係る工事。(債務負担行為の最終年度に係る工事であり年度内に終了が見込まれる工事、前年度から繰り越された工事であり年度内に終了が見込まれるものは除きます。)
- (2) 公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付した工事のうち、羽曳野市が役務保証を必要とする工事。
- (3) 低入札価格制度調査の対象となった者と契約した工事。
- (4) 請負者の施工する能力に疑義が生じているなど、市が債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事。

5. 実施期間

平成 22 年 9 月 1 日から当面令和 8 年 3 月 31 日までとします。

6. 手続きの流れ

融資にかかる流れは、次の(1)から(4)のとおりです。

なお、羽曳野市は債権譲渡の承諾を行うとともに、融資実行後の報告を求めています。

- (1) 羽曳野市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者は、工事請負代金債権を債権譲渡契約をもって債権譲渡先(※2)へ譲渡します。
- (2) 債権譲渡先は、工事請負代金債権を譲渡担保に、当該建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資します。
- なお、債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行います。
- 融資資金は金融機関から調達、一般財団法人建設業振興基金は当該資金調達に対して債務保証を行います。
- (3) 出来高を超える分についても、保証事業会社(※3)の保証により金融機関から当該建設業者に対して融資が行われます。
- なお、保証事業会社による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事が対象で保証の範囲は、工事請負代金額から前払金、部分払金および債権譲渡先からの当該建設業者への融資額を控除した金額の範囲内です。
- (4) 債権譲渡先および保証事業会社は、工事完成後、羽曳野市から支払われた工事請負代金から、債権譲渡先および保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、当該建設業者に残余を返還します。

(※2) 債権譲渡先

一般財団法人建設業振興基金が被保険者として適当と認める民間事業者

・ 株式会社建設総合サービス (06-6543-2848)

・ 一般財団法人建設業振興基金が被保険者として認める事業協同組合

(※3) 保証事業会社

・ 西日本建設業保証株式会社 (06-6543-2944)

7. 手続きに必要な書類

○債権譲渡の承諾依頼に必要な書類

(1) 債権譲渡承諾依頼書

(様式第 1 - 1 号または様式第 1 - 2 号)

3 通

(2) 締結済の債権譲渡契約証書の写し

1 通

※地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱について（平成 20 年 10 月 17 日付け国官会第 1255 号、国地契第 34 号、国官技第 171 号、国営計第 61 号。）
記 6（2）に定める様式 3 に準じたもの。

(3) 発行日から 3 ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（原本）

各 1 通

(4) 工事履行報告書（様式第 4 号）

1 通

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示してください。）

1 通

(6) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し

1 通

○融資が実行された時に必要な書類

(1) 融資実行報告書（様式第 6 - 1 号または様式 6 - 2 号）

1 通

8. 債権譲渡の承諾依頼に関する注意事項

- (1) 債権譲渡の承諾依頼を提出されるまでに、本制度の内容を熟知されるとともに「羽曳野市工事請負代金の債権譲渡承諾に関する事務取扱要領」を熟読ください。
本制度の相談・問い合わせ先
 - ・ 西日本建設業保証株式会社 (06-6543-2944)
 - ・ 株式会社建設総合サービス (06-6543-2848)
 - ・ 羽曳野市総務部契約検査課 (072-958-1111)
 - ・ 一般財団法人建設業振興基金が被保険者として認める事業協同組合の債権譲渡先
- (2) 羽曳野市の承諾までには2週間程度かかりますので、余裕をもって依頼してください。
- (3) 承諾以降、請負者(債権譲渡人)は当該工事の請負代金を請求できなくなります。
- (4) 工事請負契約に規定する「契約不適合責任」は、請負者(債権譲渡人)に留保されます。
- (5) 本制度の趣旨に鑑み、下請負人への支払に支障をきたさないように留意してください。また、下請契約に関する建設業法等関係諸法令および建設工事に従事する労働者に関する労働基準法等労働関係諸法令などを遵守し、適正な工事施工を行ってください。